産業建設常任委員会行政視察報告

1. 視察日程 平成26年9月29日(月)~10月1日(水)

2. 視察場所 群馬県富岡市お富ちゃん家 群馬県富岡製糸場

長野県大町市役所

3. 視察参加者 堀 寿満 井門 仙一 阿部 幸市 小春 稔 阿部 長夫 小野 義美 (随行) 大神 敬一

4. 視察事項

富岡市(世界遺産と観光まちづくりについて、富岡製糸場)

(1) 富岡市の沿革・現況

平成18年3月27日、妙義町と新設合併し、新富岡市となった。人口は合併 後右肩下がりで、平成26年8月1日現在で51,056人。予算額は、平成 26年度一般会計(6月補正後)で202.6億円、財政力指数は0.628(平 成24年度)、高齢化率は28.1%(平成26年4月1日現在)となっている。 群馬県内でも高齢化の進んだ地域とのことである。

(2) 富岡市の都市計画

市内一部の地域で都市計画区域を指定している。都市計画道路は12路線。土地区画整理事業を行ってきたが、現在計画はない。世界遺産の登録まではほとんど中心市街地の人通りはなかったが、登録以降、急に人通りが増えたとのことである。

(3) 富岡市のまちづくりと世界遺産登録

狭い道路と密集した市街地に囲まれ、中心市街地が発展しないということで、 平成9年度に土地区画整理事業を開始した。平成15年には、群馬県から富岡 製糸場と絹産業遺産群の世界遺産登録プロジェクトが始まった。世界遺産の前提 条件となっている緩衝地帯整備や観光客への対応など、世界遺産登録に向けたま ちづくりを考慮し、従来計画してきた土地区画整理事業では十分な対応が困難と 判断し、まちづくり計画の見直しを平成17年3月に行った。その後、1年間か けてワークショップにより作成した街づくり計画(案)を基に、専門家による街 並み・まちづくり検討会等から意見を取り入れながら、富岡市まちづくり計画を 策定した。平成19年1月には世界遺産暫定リストに掲載され、富岡市が世界遺 産登録に向けてスタートするという形でこれまで進んできたとのことである。 ※緩衝地帯(バッファゾーン)とは・・・「世界遺産条約履行のための作業指針」 に基づき、コアゾーンの周辺の環境や景観などを保護、保全するためにバッファ ゾーンを設定することが求められている。バッファゾーンは、資産の景観や環境 を重層的に保護するため、利用を制限する地域のこと。(都市計画法、景観法、 景観条例などで制限する)

(4) 富岡製糸場

富岡製糸場は、明治維新直後日本の近代化への礎として工場化された。フランス人、ポール・ブリュナ氏を指導者として雇い入れ、近代的な器機製糸工場として動き出し、操業開始は明治5年10月4日のことである。当時の最新鋭だった器機製糸技術は、全国から集った女工らの手で各地へ伝播されたほか、富岡製糸場を模範とする製糸工場が各地に建設された。明治26年には、富岡製糸場は三井家へ払下げ、その後は原合名会社へ、そして片倉工業㈱と経営が変わり、昭和62年に操業停止となったが、現在まで140年以上活用、保存されてきた。片倉工業㈱は「売らない、貸さない、壊さない」の三原則を守り、平成17年10月1日に富岡市に管理が移され、平成26年6月に貴重な文化遺産が世界遺産に認定された。

(5) 富岡市まちづくり計画に基づく各種施策

まちづくり計画には、道路整備計画、駐車場や広場等の計画がある。製糸 場周辺は道が狭いため、車を入れないよう、歩いていけるような位置に駐車場を 作り、市街地を歩いてもらうようにしている。駐車場には、普通自動車300台 収容できるものもある。また、おもてなしをするため、物産等の販売や観光情報 発信・休憩施設として、まちなか交流館を3箇所作っている。その他、広場の整 備を行ったり、景観にマッチした道路舗装等をしている。世界遺産の登録には、 製糸場だけでなく、その周辺地域もしっかり保全していかなければならない約束 事がある。製糸場周辺を特定景観計画区域に指定している。平成21年度から富 岡市景観形成助成金制度を始めている。

※富岡市景観形成助成金制度

- 1. 景観重要資源に登録された建築物等の景観に配慮した外観の修理修景への助成
- 2. 市民景観形成協定に基づく建築物等の景観に配慮した外観の修理修景への助成
- 3. 景観づくり団体の活動に対する助成

(6) まちなかの状況の変化

平成26年6月21日に世界遺産に登録されてから、まちなかの状況が大きく変わった。来場者数が昨年度は31万人だったのに対し、今年度は7月までに6

9万人を超えており、100万人を超える勢いとのことである。そのため、交通 渋滞が起こるようになったため、歩行者安全確保の観点から一方通行区間を設け た。富岡市景観形成助成金制度を活用して、景観が街にあった形できれいに変わ っていっている。

(7) まちづくりの課題

中心市街地に子どもがいなくなっている。空き家、空き店舗が増加している。 そのため、緩衝地帯の保護が難しくなってきている。子育て世代の街中での定住 化や土地建物所有者の意識改革などが必要になってくる。また、観光面でリピー ターをどう増やしていくか、外国人観光客の受け入れ等が今後の課題となってく るのではないかとのことである。

※ 委員からは、「世界遺産に登録されてからの経済効果について」「世界遺産登録を 受け入れる協議会の有無について」などの質問が出された。



大町市(有害鳥獣対策について)

(1) 猿の生息状況について

大町市周辺に生息している猿については「北アルプス個体群」と呼ばれており、平成20年度の調査では群数が約31から46あり、個体数については約1,651から2,391頭が生息しているといわれている。大町市で農作物等に被害を与えている猿群は15群おり、個体数は約700頭が生息していると思われている。この15群にはテレメトリーを設置し、遊動域調査を行っているとのことである。

(2) 猿の被害対策に向けた取組み

ア 猿害被害防止柵設置事業

大町市では、有害鳥獣から農作物被害を防止するために設置した防護柵の設置に要する経費(人件費を除く)について補助金を交付している。

- ・電気柵設置補助・・・電気柵の設置に要する材料費の1/2以内で、1世帯 につき15万円を限度として補助している。(設置距離は50m以上が対象)
- ・電気柵以外の防護柵設置補助・・・電気柵以外の柵の設置に要する材料費の 1/3以内で、1世帯につき3万円を限度として補助している。

イ テレメトリーを利用した猿の追い払い

信州大学の先生が、猿を捕獲し発信機を取り付ける。この発信機は約3年で自然に猿からはずれる装置で、1台約25万円程度とのことである。大町市では臨時職員を雇用して、この発信機電波を受信する車載受信機等を利用しながら、猿の出没等を確認するとともに、ほ場等に猿がいた場合にはロケット花火等を使い、追い払いを実施している。また、小型受信機を被害の多い約20自治会へ貸し出し、猿の行動を監視し、追い払いを実施している。

ウ 捕獲による被害防止

市内6地区の猟友会により、檻や銃器による捕獲を行っている。また、新たな捕獲従事者を確保するため、新規狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得への補助を行っている。

エ モンキードッグ事業の導入

農家等で飼養されている犬を訓練し、犬の能力を活用することで、ほ場へ出没する猿の追い払いや出没抑制を図るもの。平成17年度より実施している。対象となる犬は中型犬以上であれば犬種、性別は関係なく採用している。ただし、年齢は若い方が訓練内容の取得が早く、効果も長期間に及ぶので有効であるとのことである。現在は和犬、洋犬問わずに採用しているが、和犬の方が向いているとのことである。訓練期間は5ヶ月間、費用は1匹25万円。そのうち、市では4ヶ月分20万円を負担している。

※ 委員からは、「被害対象作物について」「熊の追い込みついて」などの質問が出された。

(3) 現地調査

モンキードッグ事業について

